

個人情報保護方針

八王子市（以下「市」という。）は、コースサポーターの募集、管理等に関する業務を遂行するに当たり収集・保有する個人情報について、八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号）及びその他例規等を遵守し、以下の方針に従って個人情報の保護に努める。

1. 収集する情報

コースサポーターの活動等を通じて市が応募者から提供を受けた、住所、氏名、電話番号、E-mailアドレス、性別等、特定の個人を識別できる情報をいう。

2. 利用目的

市は、収集した個人情報について、次の目的のために利用する。

- (1) 応募者の申込内容及び登録情報の確認
- (2) 活動決定の通知及び活動説明会等案内
- (3) 活動説明会等参加者名簿及びコースサポーター参加者名簿の作成
- (4) 活動説明会及びコースサポーター活動の出欠の管理
- (5) 支給物品の配布
- (6) ボランティア保険への加入手続き
- (7) コースサポーター活動に当たってのシフト管理
- (8) 問合せ等への対応
- (9) コースサポーターの活動等の目的達成のために第三者と締結した契約の履行
- (10) 関連情報の通知、その他市町村等からの連絡事項の通知

3. 個人情報の第三者への提供制限

市は、個人情報を利用目的の範囲内で利用するとともに、適切な方法で管理し、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとする。

ただし、次の場合を除く。

- (1) ボランティア保険加入手続きのため、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）を通じて、保険会社に提供すること。
- (2) コースサポーターの活動等に当たり、防犯上、防災上の都合で利用施設の管理会社から直接または組織委員会を通じて、入館管理上名簿の提出が義務付けられた場合に、当該利用施設の管理会社に提供すること。
- (3) コースサポーターの活動等に必要範囲内で、個人情報の取り扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合に、当該第三者へ提供すること。
- (4) その他法令で第三者への開示、提供が許容される場合に、当該第三者へ提供すること。

4. 個人情報の安全管理

市は、個人情報を正確かつ安全に管理し、紛失、改ざん及び漏えい等を防止するため、適切な対策を講じる。

5. 個人情報の廃棄

市は、個人情報が記録されている媒体が不要となった場合には、当該個人情報の復元又は判読が不可能となる方法により当該情報の消去又は廃棄を行う。

6. 委託先の監督

市は、個人情報の取扱いの全部又は一部の業務を外部に委託する場合、その委託先に対し、個人情報の安全な管理を義務付け、必要かつ適切な監督を行う。